

令和7年4月1日から

一部の建築物について担当窓口が変わります！

令和7年4月1日から施行される建築基準法等の改正により、三重県（特定行政庁）と亀山市（限定特定行政庁）の業務範囲が変更になります。これに伴い、一部の建築物で建設リサイクル法の提出先が変更になりますので、ご注意ください。

判断フロー

※ 棟ごとに判断します

- ① 建築の際に三重県知事の許可（建築基準法第43条第2項第二号の許可など）が必要な建築物ですか

— はい → 県

↓ いいえ

- ② 不特定多数の人が利用する※の用途で床面積が200m²を超える建築物ですか。（＝建築基準法第6条第1号第一号に定める特殊建築物）

— はい → 県

※ 用途：劇場・映画館・集会場・病院・入院施設のある診療所・ホテル・旅館・共同住宅（マンション/長屋は含まれない）・児童福祉施設等（老人ホーム・障害者福祉施設・保育所等）・学校・体育館・博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スポーツの練習場・展示場・キャバレー・遊技場・公衆浴場・飲食店・物品販売店舗・倉庫・自動車車庫・自動車修理工場など

↓ いいえ

- ③ 以下の表で確認してください。

		都市計画区域内				都市計画区域外※			
延床面積 構造・階数		~200 m ²	~300 m ²	~500 m ²	500 m ² 超	~200 m ²	~300 m ²	~500 m ²	500 m ² 超
木 造	3階以上	県	県	県	県	県	県	県	県
	2階	亀山市	亀山市	県	県	亀山市	亀山市	県	県
	1階	亀山市	亀山市	県	県	県	亀山市	県	県
木 造 以 外	3階以上	県	県	県	県	県	県	県	県
	2階	県	県	県	県	県	県	県	県
	1階	亀山市	県	県	県	県	県	県	県

※ 都市計画区域外：辺法寺町、両尾町、安坂山町、小川町、白木町の一部、関町沓掛、関町市瀬、
関町坂下、関町福德、関町久我、関町越川、関町金場、加太地域など

※ 凡例： 三重県に担当が変わる建築物

亀山市に担当が変わる建築物

確認申請不要の建築物